

平成26年3月

労災保険特別加入関係主要通達集

厚生労働省労働基準局

特別加入関係通達一覧(目次)

| No | 日付 | 標 題 | 頁 |
|----|-------------|--|----|
| 1 | S40. 11. 1 | 基発第1454号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について 改正 S49. 3. 25 基発第151号 S50. 11. 14 基発第671号 H 3. 3. 1 発労徴第13号・基発第123号 H 3. 4. 12 発労徴第38号・基発第259号 H11. 2. 18 基発第77号 H11. 12. 3 労働省発労徴第78号・基発第695号 H13. 3. 30 基発第233号 H23. 3. 25 基発0325第6号 H25. 3. 1 基発0301第1号 H25. 8. 1 基発0801第14号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 1 |
| 2 | S40. 11. 15 | 基災発第18号 労災保険事務組合及び特別加入に関する規定の運用について 改正 H23. 3. 25 基労発0325第1号 H25. 11. 18 基労発1118第2号 | 11 |
| 3 | S40. 12. 6 | 基発第1591号 特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて 改正 S50. 11. 14 基発第671号 S52. 3. 28 基発第170号 H 3. 4. 12 発労徴第38号・基発第259号 H13. 3. 30 基発第233号 H14. 3. 29 基発第0329008号 | 14 |
| 4 | S40. 12. 11 | 基災発第20号 建設事業の一人親方等の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について | 23 |
| 5 | S40. 12. 23 | 事務連絡 全国建設労組総連合の組合員をもって構成する団体の労災保険事務組合の認可又は特別加入団体の承認について | 26 |
| 6 | S41. 2. 14 | 基災発第6号 漁船による自営漁業者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について | 28 |
| 7 | S41. 3. 24 | 事務連絡 一人親方等の特別加入の取扱いについて | 30 |
| 8 | S41. 4. 18 | 基災発第15号 特別加入に係る特定農作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について 改正 H25. 11. 18 基労発1118第2号 | 31 |
| 9 | S41. 12. 26 | 基災発第29号 職場適応訓練受講者の特別加入について 改正 H25. 11. 18 基労発1118第2号 目録変更 (読み替え) S43. 10. 1 事務連絡 S44. 4. 22 事務連絡 S46. 4. 14 事務連絡 S49. 3. 28 事務連絡第9号 S53. 5. 17 事務連絡第18号 S55. 5. 6 事務連絡第10号 H 1. 6. 16 事務連絡第20号 | 35 |
| 10 | S42. 2. 21 | 基災発第4号 労働保険事務組合並びに特別加入に関する事務処理について 改正 H13. 12. 18 基労発第6号 H21. 3. 23 基労発第0323001号 H25. 11. 18 基労発1118第2号 | 39 |

| No | 日付 | 標 題 | 頁 |
|----|-------------|--|----|
| 11 | S44. 3. 7 | 基発第112号 労働組合の役員等に対する労働者災害補償保険法の適用について 改正 H 3. 4. 12 労働省発勞徴第38号・基発第259号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 42 |
| 12 | S45. 10. 12 | 基発第745号 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について 改正 S59. 9. 12 基発第483号 H 3. 4. 12 発勞徴第38号・基発第259号 H23. 3. 25 基発0325第6号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 44 |
| 13 | S46. 1. 14 | 基発第22号 船員法の一部を改正する法律等の施行について | 50 |
| 14 | S48. 2. 9 | 事務連絡第6号 労災保険特別加入に関する事務処理及び労災保険給付請求書の様式改正について 改正 平11. 2. 18 事務連絡 平21. 3. 23 基勞補発第0323002号 | 54 |
| 15 | S48. 10. 4 | 発勞徴第75号 船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について(第2次分) 基発第575号 職発第387号 | 55 |
| 16 | S49. 2. 13 | 基発第72号 自動車を使用して行う貨物運送の事業に関する特別加入の取扱いについて | 60 |
| 17 | S51. 1. 29 | 労働省発勞徴第7号 船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について(第3次分) 労働省発勞徴第8号 基発第117号 職発第29号 | 62 |
| 18 | S51. 6. 22 | 基発第470号 沖縄県在住の駐留軍関係離職者に対する労災保険法施行規則第46条の18第2号の規定等の適用について | 68 |
| 19 | S51. 9. 29 | 労働省発勞徴第60号 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について 基発第697号 改正 H 5. 4. 1 基発第244号 | 69 |
| 20 | S51. 9. 29 | 事務連絡第39号 林業及び医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入について 改正 H 5. 4. 1 事務連絡第14号 | 74 |
| 21 | S52. 3. 30 | 労働省発勞徴第21号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第4次分)等について 基発第192号 改正 H 3. 2. 1 基発第75号 H11. 2. 18 基発第77号 H24. 9. 6 基発0906第5号 H25. 4. 1 基発0401第53号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 77 |
| 22 | S52. 3. 30 | 労働省発勞徴第14号 海外派遣者の特別加入に係る加入手続及び適用徴収事務の処理について 徴業発第11号 改正 H25. 4. 1 基勞徴発0401第1号・基勞補発0401第1号 H25. 11. 18 基勞徴発1118第1号・基勞補発1118第1号 | 84 |
| 23 | S52. 8. 24 | 基発第481号 海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続について | 89 |

| No | 日付 | 標 題 | 頁 |
|----|-------------|---|-----|
| 24 | S53. 3. 3 | 労徴発第9号 第3種特別加入保険料申告内訳等の提出について 改正 H11. 2. 18 事務連絡 H21. 2. 27 基徴発第0227001号 H25. 9. 2 基労徴発0901第1号 | 91 |
| 25 | S54. 4. 2 | 基発第153号 同居の親族のうちの労働者の範囲について | 93 |
| 26 | S54. 7. 10 | 事務連絡 同居の親族のうちの労働者として取扱われる者の範囲の変更に伴う労働保険料の取扱いについて | 94 |
| 27 | S55. 1. 16 | 事務連絡第1号 全国農業協同組合中央会による労災保険特別加入推進運動と特別加入制度改善対策運動について | 95 |
| 28 | S55. 3. 31 | 発労徴第22号 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律 基発第156号 施行規則の一部を改正する省令の施行等について 改正 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 96 |
| 29 | S55. 4. 4 | 事務連絡第7号 特定農作業従事者の特別加入に係る労働大臣指定農業機械の追加について | 104 |
| 30 | S55. 5. 6 | 事務連絡第10号 職場適応訓練従事者の特別加入の取扱いの一部変更について | 106 |
| 31 | S56. 3. 31 | 発労徴第25号 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律 基発第191号 施行規則の一部を改正する省令の施行等について | 107 |
| 32 | S56. 4. 2 | 事務連絡第14号 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者の範囲の拡大について | 109 |
| 33 | S58. 3. 24 | 基発第150号 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正について 改正 H23. 3. 25 基発0325第6号 | 111 |
| 34 | S58. 3. 31 | 基発第174号 建設の事業に関する特別加入の取扱いについて | 113 |
| 35 | S58. 11. 21 | 事務連絡 建築事業を業とする者の自宅等の建築工事中の災害について | 114 |
| 36 | S58. 11. 29 | 事務連絡第32号 産業医に対する労働者災害補償保険法の適用について | 115 |
| 37 | S59. 3. 10 | 事務連絡第9号 農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械について | 118 |
| 38 | S59. 9. 12 | 事務連絡第29号 家内労働者等の特別加入者に係る業務上外認定基準の改正に伴う運用上の留意点について | 119 |
| 39 | S59. 10. 11 | 基発第549号 労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いについて | 121 |
| 40 | S59. 10. 11 | 事務連絡第31号 労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いについて | 122 |
| 41 | S61. 2. 3 | 基発第51号 粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて | 125 |
| 42 | S61. 2. 3 | 事務連絡第73号 粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いに関する留意事項等について | 126 |
| 43 | S61. 3. 14 | 基発第141号 労災保険法における有限会社の取締役の取扱いについて | 129 |
| 44 | S61. 3. 14 | 事務連絡第5号 有限会社の取締役の取扱いに当たっての留意点について | 130 |
| 45 | S62. 3. 30 | 労働省発労徴第23号 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を 基発第174号 改正する法律の施行(第二次分)等について | 131 |
| 46 | S62. 3. 30 | 基発第175号 労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について 改正 H 7. 11. 30 基発第692号 H15. 3. 31 基発第0331003号 H23. 3. 25 基発0325第6号 H24. 9. 6 基発0906第5号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 135 |

| No | 日付 | 標 題 | 頁 |
|----|-------------|--|-----|
| 47 | S62. 4. 14 | 事務連絡第12号 「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施について」の運用上の留意点について 改正 H15. 4. 4 基勞補発第0404001号 | 143 |
| 48 | S62. 10. 12 | 事務連絡第25号 労災保険の特別加入にかかる健康診断証明書等の取扱いについて 改正 H23. 3. 25 基発0325第6号 | 146 |
| 49 | H 1. 3. 23 | 労働省発勞徴第19号 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律 基発第135号 施行規則の一部を改正する省令等の施行について 改正 H 1. 5. 29 発勞徴第50号・基発第279号 H 3. 2. 1 発勞徴第4号・基発第72号 H 3. 8. 1 発勞徴第69号・基発第479号 H 7. 3. 31 労働省発勞徴第16号 H16. 5. 12 基発0512006号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 148 |
| 50 | H 3. 2. 1 | 基発第75号 赴任途上における業務災害等の取扱いについて | 160 |
| 51 | H 3. 2. 1 | 事務連絡第2号 赴任途上における業務災害等の取扱いに関する運用について | 162 |
| 52 | H 3. 3. 1 | 発勞徴第13号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第3次分)等について 基発第123号 | 164 |
| 53 | H 3. 4. 12 | 発勞徴第38号 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について 基発第259号 改正 H11. 2. 18 基発第77号 H25. 11. 18 基発1118第2号 | 169 |
| 54 | H 3. 4. 12 | 事務連絡 労働組合等常勤役員に係る特別加入対象労働組合等の認定について | 209 |
| 55 | H 4. 3. 12 | 基発第111号 職場適応訓練従事者の給付基礎日額について 改正 H16. 4. 13 基発第0413007号 H25. 9. 2 基発0902第1号 | 216 |
| 56 | H 5. 3. 24 | 労働省発勞徴第17号 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律 基発第177号 施行規則の一部を改正する省令の施行について | 218 |
| 57 | H 5. 3. 29 | 基発第186号 職業能力開発促進法の一部を改正する法律等の施行に伴う労災保険関係法令等の一部改正について | 220 |
| 58 | H 5. 4. 1 | 事務連絡第14号 医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について | 222 |
| 59 | H 6. 2. 21 | 事務連絡 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いについて 改正 H25. 3. 1 基勞管発0301第3号・基勞補発0301第3号 | 224 |
| 60 | H 7. 11. 13 | 勞徴発第101号 第3種特別加入保険料申告内訳について | 227 |
| 61 | H 8. 3. 1 | 基発第95号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第2次分)について | 228 |
| 62 | H13. 3. 30 | 基発第233号 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について | 230 |
| 63 | H14. 3. 29 | 基勞補発第0329001号 中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正に伴う事務処理上の留意事項について | 237 |
| 64 | H14. 9. 12 | 基勞補発第0912001号 電気工事業に従事する特別加入者の業務の範囲について | 239 |
| 65 | H15. 5. 20 | 基発第0520002号 就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いについて | 241 |

| No | 日付 | 標 題 | 頁 |
|------------|-------------|---|-----|
| 66 | H15. 5. 20 | 基勞補発第0520001号 就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いに関する留意事項について | 243 |
| 67 | H15. 7. 28 | 基勞補発第0728001号 法人の代表者等に対する健康保険の取扱いの変更に伴う対応について | 246 |
| 68 | H16. 1. 30 | 基徴発第0130001号 基勞管発第0130001号 木炭等の製造を行う事業の労災保険率の適用等について 基勞補発第0130001号 | 247 |
| 69 | H16. 5. 12 | 基勞第0512006号 労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロに掲げる作業に従事する者に係る特別加入の取扱いについて 改正 H17. 4. 8 基勞第0408001号 H17. 9. 29 基勞第0929002号 H25. 5. 29 基勞0529第1号 | 249 |
| 70 | H16. 12. 1 | 基勞第1201002号 特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合等の取扱いについて | 252 |
| 71 | H21. 3. 23 | 基勞発0323001号 特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について | 255 |
| 72 | H21. 8. 6 | 事務連絡 労働者としての石綿ばく露期間のある特別加入者の給付基礎日額の取扱いについて | 256 |
| 73 | H21. 12. 28 | 基勞1228第1号 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行について | 257 |
| 74 | H21. 12. 28 | 基勞1228第4号 船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて | 259 |
| 75 | H21. 12. 28 | 基勞補発1228第1号 船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細について | 262 |
| 76 | H21. 12. 28 | 基勞補発1228第2号 船員保険の被保険者である法人の代表者等に係る特別加入手続きの船員保険統合に伴う特例的扱いについて | 265 |
| 77 | H23. 3. 25 | 基勞0325第6号 特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しについて | 267 |
| 78 | H23. 3. 25 | 基勞補発0325第1号 特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しを踏まえた対応について | 270 |
| 79 | H23. 3. 25 | 事務連絡 特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しを踏まえた対応について | 272 |
| 80 | H23. 12. 27 | 基勞1227第1号 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について | 274 |
| 81 | H23. 12. 27 | 基勞補発1227第1号 除染等の業務を行う者の取扱い等の留意点について | 276 |
| 82 | H25. 3. 1 | 基勞0301第1号 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いについて | 278 |
| (参考) 通達索引簿 | | | 284 |

編集に当たっての留意点

- 1 各通達中(※)で示す部分は編注である。
- 2 改正履歴があるものについては、最終改正内容を反映させたものを掲載している。
- 3 給付基礎日額については、基本通達を除き、改正を反映させていない。

| | | |
|----|-----------------|------------------------|
| | 基 発 第 1 4 5 4 号 | 改正 労働省発勞徴第78号 |
| | 昭和40年11月1日 | 基 発 第 6 9 5 号 |
| 改正 | 基 発 第 1 5 1 号 | 平成11年12月3日 |
| | 昭和49年3月25日 | 改正 基 発 第 2 3 3 号 |
| 改正 | 基 発 第 6 7 1 号 | 平成13年3月30日 |
| | 昭和50年11月14日 | 改正 基 発 0 3 2 5 第 6 号 |
| 改正 | 発 勞 徴 第 1 3 号 | 平成23年3月25日 |
| | 基 発 第 1 2 3 号 | 改正 基 発 0 3 0 1 第 1 号 |
| | 平成3年3月1日 | 平成25年3月1日 |
| 改正 | 発 勞 徴 第 3 8 号 | 改正 基 発 0 8 0 1 第 1 4 号 |
| | 基 発 第 2 5 9 号 | 平成25年8月1日 |
| | 平成3年4月12日 | 改正 基 発 1 1 1 8 第 2 号 |
| 改正 | 基 発 第 7 7 号 | 平成25年11月18日 |
| | 平成11年2月18日 | |

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)第2条の規定の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和40年労働省令第18号)が本年11月1日から施行され、及び関係告示(昭和40年労働省告示第45号及び第46号)が行われたので、下記により、その施行事務処理に万全を期せられたい。

なお、今次改正省令については、労働者災害補償保険審議会の答申(別添)において、特に制定及び施行にあたっての基本的態度が明らかにされているので、その趣旨を十分に体して、事務処理に当たられたい。

記

第1 (削除)

第2 特別加入

1 趣旨

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているが、業務の実情、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとするものである。

2 特別加入者の範囲

特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進

と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。

(1) 中小事業主等(法第33条第1号及び第2号)

イ 中小事業主(法第33条第1号、則第46条の16)

特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業にあつては50人、卸売業又はサービス業にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労災保険事務の処理を委託するもの(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)である。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、第1の4(1)イと同様である。(※事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、その使用する労働者の総数が、常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業にあつては50人、卸売業又はサービス業にあつては100人)以下の事業主である。したがつて、2以上の事業を行う事業主にあつては、各事業の使用労働者数を合計した数によって判断すべきことはいふまでもない。)したがつて、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ) 常時300人、50人又は100人以下の労働者を使用する事業主には、通年1人の労働者を使用する事業主はもちろんのこと、労働者の通年雇用を行わない事業主であっても、年間において相当期間にわたり労働者を使用することを常態とするものも含まれるが、労働者についての保険加入を前提とする制度の趣旨及び法第33条第3号の規定との関連からいって、労働者を使用しないことを常態とする事業主は含まれない。

(ハ) 数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主も、特別加入の趣旨から、法第33条第1号の「事業主」として取り扱うこととする。

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、第1の4(1)ロに準じて判断するものとする。(※金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の分類は、日本標準産業分類によることとする。この場合、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業はこれらの業種に含めないで取り扱うこととする。なお、2以上の異種事業を行う事業主にあつては、それぞれの事業に使用する労働者数を考慮して、いずれの業種に属するかを判断するものとする。)

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあつては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(法第33条第3号及び第4号)

イ 一人親方その他の自営業者(則第46条の17)

一人親方その他の自営業者であつて特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、(※原状回復、)修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。))」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」又は「再生利用の目的となる廃

棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいうものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することがあっても妨げない。

- (イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、通常個人タクシー業者及び個人貨物運送業者が該当する。
- (ロ) 建設の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、大工、左官、とび、石工等いわゆる一人親方が該当するが、特に職種は限定しないこととする。
- (ハ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、漁船に乗り組んでその事業を行う者に限られる。
- (ニ) 林業の事業、医薬品の配置販売の事業又は再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する(昭和51年9月29日付け労働省発労徴第60号・基発第697号通達の記の1(2)及び昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達(6(2)チにおいて「昭和55年通達」という。)の記の2(1)イ参照)。

- ロ 一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者
労働者以外の者で当該事業に常態として従事する者を予定したものである。

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ 特定農作業従事者(則第46条の18第1号イ)

別途通達する(平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達(以下「平成3年通達」という。)の記の第1の2(1)及び(2)参照)。

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤーである(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) 指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ハ 職場適応訓練生(則第46条の18第2号イ)

別途通達する(昭和41年12月26日付け基災発第29号通達参照)。

ニ 事業主団体等委託訓練生(則第46条の18第2号ロ)

別途通達する(平成元年3月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達(以下「平成元年通達」という。)の記の第2の2(1)参照)。

ホ 家内労働者(則第46条の18第3号)

別途通達する(昭和45年10月12日付け基発第742号通達(以下「昭和45年通達」という。)の記の2の(3)、昭和49年3月23日付け労働省発労徴第17号・基発第142号通達の記の3及び昭和50年3月29日

付け基発第174号通達の記の4参照)。

へ 労組常勤役員(則第46条の18第4号)

別途通達する(平成3年通達の記の第2の2(1)、(2)及び(3)参照)。

ト 介護作業従事者(則第46条の18第5号)

別途通達する(平成13年3月30日付け基発第233号通達(以下「平成13年通達」という。)の記の第2の2(1)及び(2)参照)。

(4) 海外派遣者(法第33条第6号及び第7号)

別途通達する(昭和52年3月30日付け労働省発勞徴第21号・基発第192号通達(以下「昭和52年通達」という。)の記の10参照)。

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労災保険事務の処理の委託(法第33条第1号)

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労災保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請(法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7)

イ 中小事業主の特別加入は、その使用する労働者に関して成立する保険関係を基礎とし、かつ、労働者以外でその事業に従事する者との包括加入を前提として認められるものであるから、任意適用事業にあっては、労働者について任意加入の申込みをしないままに中小事業主のみ特別加入することはできない。なお、任意加入の申込みと特別加入の申請とは同時に行うことができる。

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労災保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ 中小事業主の行う事業に従事する者は、当該中小事業主とともに包括加入することになるが、その具体的範囲は附款及び申請書により確定することとし、申請書に記載されていない者は、特別加入者として扱わない。もちろん、申請書に記載されていても、法第33条第2号に該当しない者は、特別加入者として扱うことはできない。

したがって、中小事業主及びその事業に従事する者に異動等があった場合には、その旨を遅滞なく、届け出るよう指導されたい(則第46条の19第6項、告示様式第34号の8)。

(3) 業務の内容(則第46条の19第1項第3号、告示様式第34号の7)

中小事業主及びその事業に従事する者については、その業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書について、各人の業務の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

(4) 特別加入の承認等の手続

イ 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日とすることとし、その通知は、別添1の通知書(特様式第1号)により行うこととする。

ロ 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、別添2の通知書(特様式第3号)により行うこととする。